

リチウムイオンバッテリーを航空輸送する際につきまして

2017/11/15

■リチウムイオンバッテリーの航空輸送においてIATA危険物規則書(IATA DGR)、ICAO技術指針2015-2016版に基づきリチウムイオンバッテリー等の航空機に乗せる際の取り決めが適用されています。プロテックリチウムイオンバッテリーのセルはUN Manual of Tests and Criteria, Part III, Subsection 38.3のテスト合格品です。

航空輸送を行う際は、IATA危険物規則書に従って行わなければなりません。リチウムイオンバッテリーの容量が航空手荷物の場合160Wh以下は機内2個までです。100Wh以下は数量制限なしとされていますが、航空会社の規定により個数が少なくなっている場合や国際指針の変更等がある場合はそれに従ってください。

航空機に搭乗荷物の場合

機内預け入れ手荷物と機内持ち込み手荷物の2種類に分類されます。2017年11月現在の状況では機内持込のみ、BP-160Liが2個まで、BP-98Liが個数制限なしで輸送可能です。

プロテックリチウムイオンバッテリー航空輸送安全ラベル識別について

- プロテック製リチウムイオンバッテリー BP-98Liは預け手荷物をした場合、原則個数規定なし。
(荷物の重量等は各航空会社にしたがってください。)
- プロテック製リチウムイオンバッテリー BP-160Liは2個まで機内持込可能、(持込可能かどうかの判断は各航空会社に従ってください。)
- プロテック製リチウムイオンバッテリー BP-270Liは航空機輸送はできません。



BP-160Liの識別シール



BP-98Liの識別シール

貨物輸送の場合

リチウムイオンバッテリーの貨物輸送を行う際には、IATA危険物規則書に完全に従い、所定の手続きが必要となります。(輸送会社にご相談ください。)
 リチウムイオンバッテリーを輸送する際(荷送人)は必ず原典である最新のIATA危険物規則書をご確認ください。
 リチウムイオンバッテリー単体の貨物機輸送の包装物に「貨物輸送専用の取扱いラベル(CAOラベル)」の貼付が必要となります。
 リチウムイオンバッテリーの貨物輸送は貨物機での輸送は可能です。(旅客機での単体輸送は不可です)
 リチウムイオンバッテリーの貨物輸送時の充電率は、定格容量の30%以下に制限されています。
 非危険物として航空輸送する場合、1運送状あたり100Wh以下のリチウムイオンバッテリー2個以下です。